

別添

規則等の名称	農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
根拠法令	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）
趣旨	米穀の新用途への利用の促進に関する法律が制定され、農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置を行う認定製造事業者等が農業改良資金の貸付対象者とされたことに伴う所要の改正等
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置を行う認定製造事業者等が農業改良資金の貸付対象者とされたことに伴う所要の改正を行うこととした。 ・ 国の農業改良資金制度運用基本要綱の一部改正に伴う所要の改正を行うことをした。
施行日	平成21年12月28日
県民意見等を募集しなかった理由	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の制定及び国の農業改良資金制度運用基本要綱の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであったため。